

平成 12 年度 社会安全研究財団委託調査研究報告書

都市コミュニティにおける 住民のモラル形成と生活安全意識

平成 13 年 3 月
(2001 年)

はじめに

私たちの研究グループは、平成7年度から平成10年度までの3年間、社会安全研究財団の委託を受け、配偶者間および親子間の家庭内における暴力の問題（平成7年度報告書「家庭における暴力の認知と体験の現状」）、サイバースペースを含め増加する性暴力をめぐる問題（平成8年度報告書「日本人と暴力に関する研究—性暴力をめぐる問題」）、性暴力の被害の実態把握と防止策（平成9年度報告書「性暴力に関する調査—被害の実態把握と防止対策の検討」）という、家庭内暴力および性暴力をめぐる一連の調査研究を行つてきた。

その後上記の調査結果を踏まえ、平成10年度には、社会安全の維持には警察と市民の間の緊密な協力が不可欠であるばかりでなく21世紀には益々重要になるとの考えにたち、21世紀の警察と国民のあり方を模索するための資料を得ることを目的とした調査研究を実施した。これには、当時はまだ多くの国民の関心の対象ではなかった国家公安委員会の認知度や委員の選出方法に関する質問項目も含まれている。（平成10年度報告書「21世紀の警察と市民の安全意識」）。

次いで、平成11年度には、警察と市民の協力関係の新たな仕組みを創る上で参考にするために、成功例、失敗例を含むアメリカにおけるさまざまな警察に関わるNPO活動の調査を行った（平成11年度報告書「21世紀の警察と市民の安全意識II」）。

その後、警察に対する国民の信頼を大きく揺るがすような事件が続いて発生し、国家公安委員会および警察がこれまでになく国民の厳しい批判を浴びる事態となった。

まず平成11年11月には、平成8年に発生した神奈川県警部補による覚醒剤使用事案を組織的に隠蔽した上、他の理由でこの警部補を論旨免職にしていた事実が発覚し、元神奈川県警本部長が検察に送致され、他の元幹部とともに有罪判決を受けるという前代未聞の不祥事が発生した。この件に対しても、身内を庇う警察の体质に国民の厳しい批判が巻き起こった。

神奈川県警の不祥事に追い討ちをかけるように、平成12年1月、新潟県において小学5年生当時から行方不明になっていた女性が、9年2ヶ月にわたる監禁の後に発見されるという衝撃的な出来事があったが、この女性発見の経過について県警は事実と異なる発表をしていたことが判明してます国民の怒りに火をつけた。更に、気の毒な女性が発見され、国をあげて同情の気持ちを強くしていた夜、新潟県警に対する特別監察のために新潟を訪れていた関東管区警察局長と監察を受ける立場にあった同県警察本部長らがこともあるう

に温泉旅館で飲食をした上にマージャンに興じ、さらに本部長が女性発見の知らせを受けた後もマージャンを続けていたことが判明して、国民の間に轟々たる非難の声が巻き起こった。

本部長に対しては国家公安委員会が、管区局長に対しては警察庁長官が任命権者としてそれぞれ処分を行い、両名が引責辞職した。しかし、管区局長に対する警察庁長官の処分を了承した国家公安委員会に対して国民感情とかけ離れているとの強い批判があり、国家公安委員会は、警察庁長官に対し、管区局長に対する監督責任を問う減給処分を行った。

さらに、埼玉県において警察が被害者からの訴えに対して適切な対応をしなかったために、被害者が殺害されるというストーカー事案が発生した。そのうえ、捜査書類を偽変造していたことが発覚、関係者の処分が行われた。

同様に、栃木県でも被害少年の両親からの再三にわたる相談や捜査要請に警察が事実関係の調査を怠るなど不適切な対応を行ったために、2ヶ月間あまりも各地を連れまわされて暴行を受けていた少年がついに殺害されるという事案が発生した。この他、捜査関係事項照会により入手した情報を漏洩した事案、交通違反の不正抹消登録事案、女性の被留置人に対するわいせつ行為をした事案など不祥事が後を絶たず、多数の関係者が処分され、外部有識者による警察刷新会議が組織された。7月には同会議による「警察刷新に関する緊急提言」が出され、それを受けた国家公安委員会・警察庁が8月に「警察改革要綱」を取りまとめ、警察改革に向けて新たな取り組みを行っている。

こうしたなかで懲戒処分のありかたについてもさまざまな議論が行われ、警察に対する信頼回復と警察官の士気を低下させないという二つの課題に配慮しながら、不正行為の個々の事由に対する適切な処分のあり方の検討が行われ、基準が作成された。

平成12年中の懲戒処分の状況は、免職58名、停職74名、減給185名、戒告208名、計525名で、うち84名が監督責任を問われたものである。また、身内に甘いという批判の原因でもある諭旨免職は、12年6月14日以降行っていないために12年中は21名にとどまり、前年の80名から大幅に減っている。それ以外の免職、停職、減給、戒告、いずれについても前年に比べて大幅に増えており、ほぼ倍増に近くなっている。

警察官の不祥事とその処分については、警察官も社会の一員であるから、日本人全体のモラルの低下が警察官にも及んでいるに過ぎないという意見や、社会全体の状況とは離れて警察官のモラル低下という変化を問題にする意見、監督責任を問う範囲に関する疑義、懲戒処分の厳しさが警察官の士気に与える影響を心配する声、警察の身内に甘い体質への批判、倫理教育（警察では「教養」と称する）の充実強化を求める声をはじめさまざまな意見がある。

しかし、新潟の事件に係る処分についても国民の多くは、国家公安委員会・警察庁が発表する処分の軽重が判断できにくいことが明らかになった。しかし、国民が安心して暮らしていくためには治安維持はなによりも大事であり、そのためには警察官に相応しい人材を集め、警察官としての職務に能力を十分に發揮してもらわなければならないのである。時には自らの生命を危険にさらしてでも治安のために行動することを警察官に求めながら、彼らに対する処分の軽重が、一時的に過熱した世論によって動くようなことはあってはならない。適切な処分について、マスメディアの報道に影響されない状況における国民の冷静な判断を明らかにしておく必要がある。

そこで私たちは、平成12年度の社会安全研究財団の委託をうけ、警察官のモラルと責任のとり方について調査研究を行うことにした。また、平成12年に発生した佐賀の高速バス乗っ取り事件にみられたように、警察官の拳銃使用に対して極端に禁欲的である日本の警察のあり方に対する疑問の声も聞こえるようになった。こうした状況を受けて、本調査研究で拳銃使用についても取り上げている。さらに、世間を騒がすような事件に警察官の子弟が加害者として関わることがあり、そのことが警察の対応の遅れや不適切な対応につながっているのではないかという国民の疑惑もあることからこの問題を取り上げ、関連の質問項目を設定し、あわせて日本の伝統的な性役割観に由来する問題の有無についても取り上げている。以上が第一部の意識調査の背景である。

警察に対する国民の不信感や批判、治安維持における警察の役割と期待などはマスメディア報道によって形成される部分が大きい。そこには警察のメディア対応のまづさや事件が起きると報道内容が一色になる日本のジャーナリズムの特徴も大きく影響しているに違いない。

こうした状況を踏まえて本報告書の第二部では、警察についての新聞報道、とくに論説記事の分析を報告する。

本報告書の中心部分である警察官の責任の取り方と新聞報道に関するわれわれの分析結果と提言が、今後の警察活動やメディア報道に生かされることを願ってやまない。

平成13年3月

社会生活とコミュニケーション研究会

岩男 寿美子

国広 陽子

佐渡 真紀子

社会安全財団委託調査報告書

(都市コミュニティにおける住民のモラル形成と生活安全意識)

目 次

はじめに

第一部 住民のモラルと警察官の責任についての意識調査

I. 調査概要	1
1. 調査目的	
2. 調査設計	
3. 回答者の特性	
II. 調査結果の概要	6
A. モラル・責任感	
1. モラル意識	
2. 責任感	
3. 生活安全に向けた自己責任	
B. 警察の責任についての意識	21
1. 事故の場合の責任帰属	
2. 警察官の責任のとり方	
3. 上司の監督責任について	
4. 上司の減給処分について	
5. 部下の不正行為に監督責任を負うべき役職の範囲(警察の場合)	
6. 部下の不正行為に監督責任を負うべき役職の範囲(警察以外の場合)	
7. 拳銃使用	
C. 警察の役割についての期待	41
1. 警察官の職務範囲	
2. 警察の仕事の改善法	
3. 今後の課題	

第二部 警察についての新聞報道 4 8

I. 調査設計

II. 分析結果の概要

A. 朝日新聞社説

B. 読売新聞論説

第三部 提言 6 3

資料

第一部

住民のモラルと警察官の責任についての意識調査

I. 調査概要

1. 調査目的

経済のグローバル化に伴う競争の激化、情報技術の発達とコミュニケーション形態の変化など、社会変化が加速するなかで、日本人のモラルに混乱が生じている。警察官も例外ではなく、続発する不祥事もその例と考えられる。

そこで、モラルとコミュニケーションという視点から、自己責任、及び警察の職務や制度改革に対する市民の意識と問題点について、調査検討する。その上で、社会が激変し価値意識が変容する中で、モラルハザードを防ぎ、地域住民が互いに助け合い警察とも協力し合いながら、社会と生活の安全を確保していくためにはどのような方策が必要かについて考察する。

上記の目的に基づいて、オンラインによるアンケート調査を実施し、次のような点について資料を収集し、検討を行なう。

- ①市民のモラルや責任に関する意識
- ②市民の生活安全意識
- ③警察官に求められるモラルと責任の取り方
- ④警察や公安委員会の業務に対する期待と評価

2. 調査設計

(1)調査期間

2000年12月21日から12月26日まで

(2)調査地域

首都圏30キロメートル圏内

(3)調査対象

オンラインサーベイシステム（ハイパーシーサーチ）のモニター登録者名簿をもとに、20歳から69歳までの男女計800名を、性、年令層毎にランダムに抽出し、調査への協

協力を依頼した。

(4)有効回答数

647（有効回収率 80.9%）

(5)調査方法

ハイパーサーチシステムにより、コンピュータ画面上で質問及び回答を行なうオンラインサーベイ方式を用いた。

(6)調査項目

①市民のモラルや責任に関する意識（7項目）

社会一般の責任感の変化、戦争責任、事故の場合の責任帰属、
金銭に関するモラル意識、部下の不祥事に対する責任の取り方
不祥事の責任の範囲、善悪の判断基準

②市民の生活安全意識（1項目）

生活安全のための自助努力

③警察官に求められるモラルと責任の取り方（3項目）

不祥事に対する責任の取り方、部下の不祥事に対する責任の取り方
不祥事の責任の範囲

④警察や公安委員会の業務に対する期待と評価（6項目）

警察の仕事ぶりへの評価、民事介入が必要な範囲、警察改革の方策
今後の警察への期待、拳銃使用、及びその公表について

⑤回答者の社会的属性（4項目）

性別、年令、職業、子供の有無

⑥回答者のパーソナリティ特性（7項目）

自己評価（2）、周囲の評価、共感性（2）、他者理解度、自己責任感

3. 回答者の特性

(1)性・年令

回答者の性、年齢別の内訳は、表 I - 3 - 1 の通りである。

なお、回答者の平均年令は42.3歳であった。

表 I - 3 - 1 回答者の属性

	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳
男性	24.1	20.4	23.2	19.4	12.9
女性	22.0	19.8	23.2	23.8	11.3
全体	23.0	20.1	23.2	21.6	12.1

(2)職業

回答者の職業別の内訳は、事務・技術系の勤め人がもっとも多く24.4%、次いで専業主婦が22.9%、パート・アルバイト10.8%などが多く、以下は商工自営・自由業 8.0%、管理職 7.3%、学生 7.0%、サービス系勤め人 6.2%、無職 5.3%、その他 5.1%の順であった。

(3)子どもの有無

回答者のうち子どもがいる人は68%、いない人は32%であった。

4. パーソナリティに関する変数の設定

本調査では、前節でその内訳について触れた社会的属性に加え、個人のパーソナリティ特性がモラルや責任、生活安全などに関する意識に影響を及ぼすのではないかという推測に基づいて、自己満足度、自信度、共感性、他者理解、自己責任感という五つの変数を設定し、回答者のパーソナリティを測定した。このうち自己満足度、自信度、共感性は、複

数の質問項目への回答結果を併せて加工した数値をもとに設定したものである。そこで、以下にこの三変数の設定方法と、その内訳について説明する。

(1)自己満足度

自己満足度は、「自分自身への満足度」と、「他者から自分に与えられる評価への満足度」を併せて測定している。

具体的には、「自分自身について、ほぼ満足している」か否か尋ねた項目に対し、「そう思う」と答えた人に4点、「まあそう思う」という人に3点、「あまりそう思わない」人に2点、「まったくそう思わない」人に1点を、それぞれ付与する。次いで「周囲の評価に満足している」か否かという項目に対し、「実力以上の評価を得ている」と答えた人に3点、「実力に見合った評価を得ている」人に2点、「実力に見合う評価を得ていない」人に1点を与える。そして各回答者ごとに両項目の合計得点を算出し、この値が高いほど「自己満足度が高い」とした。

以後の章では、この得点に応じ、回答者を自己満足度の高い群（6～7点）、中程度の群（5点）、低い群（2～4点）の三群に分け、モラルや責任に関する各群の回答傾向を比較している。三群の比率は、表I-3-2に示した通りである。

表I-3-2 回答者のパーソナリティ特性

	高群	中群	低群
自己満足度得点	22.3	47.4	30.3
自信度得点	46.7	33.4	19.9
共感性得点	28.3	32.1	39.6

自己満足度と性別の間には関連性はないが、年代を追って見ると概ね一貫した関連性が見られる。年令が高い層ほど満足度が高く、年令が下がるに従って満足度が低くなる傾向があり、60代では自己満足度が高い群の比率が33.3%に達したが、20代では16.8%と半減している。

(2)自信度

自信度は、「自己の能力への評価」、「周囲の評価」、「周囲との対立時の考え方」に関する回答結果から測定した。

「自己の能力」についての「たいていのことは、他の人と同じ程度にできる（か否か）」という問い合わせの回答を、「そう思う」（＝4点）から「まったくそう思わない」（＝1点）までの4点で評価した。「周囲の評価」については、「実力以上の評価を得ている」という回答を示した人は除き、「自分に見合う評価を得ている」と答えた人に2点、「実力に見合っていない」に1点を与えた。さらに「周囲と対立した時」に、「たいていは自分が正しいと感じる」場合には3点、「半々ぐらいい」という場合は2点、「たいていは相手が正しい」という場合は1点とした。この三種類の点を合計した得点が高い人ほど、自信度が高いとした。

自信度の得点に応じて、回答者を自信度の高い群（8～9点）、中程度の群（7点）、低い群（3～6点）に分けた。内訳は、表I－3－2の通りである。

自己満足度と同様、自信度も年代によってかなり差があり、年令が高い層ほど自信度が高い傾向が見られる。自信度が高い人の比率は、60代では60.3%に上るが、20代では30.2%にとどまっている。

(3)共感性

「テレビドラマや映画を見て、よく泣くほうだ」、「小説を読んだり音楽を聞くと、それに関する情景がよく思い浮かぶほうだ」という二つの項目に対する回答者自身の感じ方に基づいて、共感性を測定した。それぞれの項目について、「その通り（だと思う）」と答えた人は4点、「まあそうだ」は3点、「あまりそうではない」は2点、「まったくそうではない」は1点とし、双方の得点の合計からなる得点が高い人ほど、共感性が高いと評価する。

この結果をもとに、回答者を共感性得点の高い群（7～8点）、中程度の群（6点）、低い群（2～5点）に振りわけた。各群の比率は、表I－3－2に示した。

共感性は女性の方が男性より顕著に高く、共感性の高い群は女性では38.4%いるのに対し、男性は17.9%で、その差は20ポイントにも達している。

年代層によってもかなりの差が見られるが、年令に沿って一貫した傾向が見られるわけではなく、30代、50代では共感性が低い人が比較的多いのに対し、20、40、60代では高い人が多い。

既に述べたように次章以降では、市民のモラル意識や価値観はパーソナリティ特性と何らかの関連性があるのかを探るため、この三つの変数に他者理解や自己責任感などを加えたパーソナリティ特性の変数を、分析の軸の一つとして用いる。